

公共随契による貸付結果一覧表（令和7年度契約分）

令和7年7月31日現在

北海道財務局

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	契約年月日	年額 貸付料（円）	契約期間	契約相手方名	法人番号	用途	減額 貸付 の有無	定期 借地権 の設定 の有無	価格形成上 の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/ 容積率 (パーセント)	備考
1	石狩市浜町32番1のうち	雑種地	18,474.52	令和7年5月9日	1,868	令和7年6月6日～ 令和7年6月8日	石狩市	4000020012351	カイトフェス ティバルの会場 として				市街化調整区域	指定なし	60/200	
2	留萌市瀬越町102番4、135番2、同番4	原野	1,093.23	令和7年5月19日		令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	北海道	7000020010006	急傾斜地崩壊防 止施設敷地				都市計画区域内 (非線引)	一種住居	60/200	無償貸付
3	千歳市柏台1342番1のうち、 同番10のうち、同番11のう ち、1388番6のうち、同番7 のうち、1462番1のうち、 1473番3のうち	原野 山林 雑種地	700.00	令和7年5月23日	9,313	令和7年5月26日～ 令和8年3月31日	千歳市	2000020012246	地質調査、地下 水調査				市街化調整区域	指定なし	60/200	
4	上川郡清水町字羽帯513番29、同番32	原野	259.41	令和7年6月23日		令和7年7月1日～ 令和12年3月31日	東日本高速道路株式 会社	9010001095716	高速道路用地				都市計画区域外	指定なし	指定なし	無償貸付
5	松前郡松前町字白神1052番、1053番、1054番、1055番、1056番、1057番	原野	1,600.70	令和7年6月25日		令和7年6月25日～ 令和12年3月31日	北海道	7000020010006	急傾斜地崩壊防 止施設敷地				都市計画区域外	指定なし	指定なし	無償貸付
6	札幌市中央区北1条東8丁目125番2、同番3	宅地	195.83	令和7年6月30日		令和7年6月30日～ 令和8年3月31日	社会福祉法人北海道 社会事業協会	2430005000677	母子寮及び保育 所敷地				市街化区域	近隣商業	80/300	無償貸付
7	江別市角山717番1	公衆用道路	350.34	令和7年7月4日		令和7年7月4日～ 令和12年3月31日	江別市	9000020012173	公共下水道管敷 地				市街化区域	工業専用	60/200	無償貸付
8	千歳市柏台1342番31のうち	原野	190.60	令和7年7月9日	454	令和7年9月1日～ 令和8年3月31日	千歳市	2000020012246	美々地区下水道 工事における仮 設作業ヤードの 設置				市街化調整区域	指定なし	60/200	
9	河西郡芽室町上美生9線71番2のうち、同番4のうち、72番2のうち、73番3のうち、上美生10線71番62のうち、同番63のうち、72番10のうち	山林	2,968.23	令和7年7月18日	619	令和7年7月18日～ 令和8年3月23日	北海道	7000020010006	工事用道路用地				都市計画区域外	指定なし	指定なし	
10	勇払郡むかわ町生田137番1地先	(未登記)	139.34	令和7年7月29日		令和7年7月29日～ 令和12年3月31日	鶴川土地改良区	8700150034554	用排水路敷地				都市計画区域内 (非線引)	指定なし	指定なし	無償貸付
11	勇払郡むかわ町穂別和泉354番地先	(未登記)	3,367.67	令和7年7月29日		令和7年7月29日～ 令和12年3月31日	鶴川土地改良区	8700150034554	用排水路敷地				都市計画区域内 (非線引)	指定なし	指定なし	無償貸付

- 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
- 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
- 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せの取下げをされた場合は、「取下げ」と記載しております。
- 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
・予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合